

議 長 日程第8「議案第58号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第58号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について。

次のとおり松田町寄みやま運動広場の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄みやま運動広場。所在地、松田町寄3111番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明させていただきます。松田町寄みやま運動広場は、町民の健康増進を図るとともに、観光等で都市から訪れる人々と地域住民との交流を深め、町の発展を図るために設置されております。

指定管理者の選定の経過についてですが、議案第57号で説明させていただきました内容と同様でございます。

次に、資料を1枚おめくりください。右上、参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申込書となります。記載内容は、提案説明と同様でありますため、資料をおめくりいただきまして、この申込書により抜粋した内容について御説明を申し上げます。

まず、1ページ目の指定管理施設運営事業計画です。誠に恐縮ですが、先ほどの議案第57号と同様の内容については省略して説明を進めさせていただきます。事業内容は記載のとおり、同施設の維持管理及び利用の許可、利用料金の収受に関わる業務となります。

なお、昨年度までの事業内容から1号加えております。加えた事業内容は、

第3号で、スポーツツーリズムの推進に関する業務で、より利用者を増やす取組として、周知を強化していくことと、そして寄テニスコート、管理センターの宿泊利用ができるよう、相互利用を促進していきたいという考えでございます。

下の枠にあります2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、①②共に先ほどの説明の管理センターと同じ内容でございます。

みやま運動広場の指定管理期間につきましても、管理センターと同様に、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

資料をおめくりいただき、2ページ、3ページ目を御覧ください。こちらについても、議案第57号とほぼ同じ内容となりますため、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

資料をおめくりいただき、4ページを御覧ください。本件は、みやま運動広場のみの収支計画書の令和6年度から令和10年度の5年間となっております。まず収入についてですが、令和6年度の収入については、昨年度令和4年度の実績をベースに計上しております。利用料収入は、令和7年度から令和10年度まで毎年5%の増収を見込んでおり、グラウンドの利用者増を図るものでございます。土曜日・日曜日の利用のPRを強化し、クラブチームや強豪校との利用や大会を見込んでいるものとなっております。毎年、年間で20回の利用増、定期利用していただける団体の確保を見込んだものとなっております。

なお、収入の内訳を説明いたしますと、営業収入とはグラウンドの使用料、営業外収入とは町の指定管理委託料となります。

次に、支出については、施設管理に要する人件費が主なものとなっております。人件費につきましては、同社はほかに管理センターなどの指定管理も担われているため、収入の比率から案分した額を表に計上しております。計画書の内容は以上となります。

右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となります。

次に、資料をおめくりいただきまして、参考資料3につきましては、同委員

会における選定結果となります。候補者の選定に当たって、3に記載のとおり、  
附帯意見を3点頂戴しております。3点の内容につきましては、先ほどの議案  
第57号と同様でございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ござい  
ませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第58号松田町寄  
みやま運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成  
の方の起立を求めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。